

広島県告示第六百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十一年六月二十五日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所を 行う事業所	所在地	指定年月日
株式会社アーチ	広島市西区山手町七番一―号	居宅介護支援事業所アーチ	広島市西区山手町七番一―号	平成二十一年六月一日
医療法人純心会	広島市安芸区矢野西一丁目三番二号	居宅介護支援事業所こころ	広島市安芸区矢野西一丁目三番二号	平成二十一年六月一日
株式会社デア・レスト福山	福山市駅家町倉光一四八番地	居宅介護支援事業所デア・レスト福山	福山市駅家町倉光一四八番地	平成二十一年六月一日
社会福祉法人広島新生会	東広島市八本松町原一―一七二―一	広島新生会さくら園居宅介護支援事業所	東広島市黒瀬町乃美尾五五五番地一	平成二十一年六月一日